第73回 定時株主総会
招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会へのご出席を見合わせ、同封の議決権行使書（郵送）またはインターネット等により、事前の議決権行使をされますよう強くお願い申しあげます。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社有沢製作所　　本社会議室

郵送またはインターネット等による議決権行使期限
2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

目 次

招集ご通知
株主総会参考書類
招集ご通知提供書面
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会会場ご案内図

株式会社 有沢製作所

証券コード 5208

証券コード　5208
2021年６月10日

株　主　各　位

新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社有沢製作所
代表取締役社長　有　沢　悠　太

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会へのご出席を見合わせ、同封の議決権行使書（郵送）またはインターネット等により、事前の議決権行使をされますよう強くお願い申しあげます。

郵送またはインターネット等によって議決権をご行使いただきます場合の行使期限は、2021年６月24日（木曜日）午後５時到着または入力分までとなりますので、よろしくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

２．場　　所　新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社有沢製作所　　本社会議室

当社としては株主総会会場での新型コロナウイルス感染防止策を可能な限り徹底してまいりますので、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

① 郵送またはインターネット等により事前に議決権行使をされ、株主総会へのご出席は見合わせていただきますようお願い申しあげます。

② 株主総会の開催時間の短縮化のため、報告事項に関する質問は極力少なくなるように限定し、議案に関する質問も一定時間をもって打ち切りとさせていただく場合がございます。

③ 会場入口付近で、株主様のための手指アルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。

なお、役員・運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

④ 会場入口付近で検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合や、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。

⑤ ソーシャルディスタンス確保のため、会場につきましては本社会議室に加え、第2会場を準備しております。本社会議室が満席となった場合は、第2会場にご案内させていただきますので、ご了承くださいますよう、お願い申しあげます。

※当日、株主様向けに株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。なお、詳細は同封の「ライブ配信のご案内」をご参照ください。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございますが、その場合はインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.arisawa.co.jp/）に掲載させていただきますので、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　1．第73期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第73期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

＜株主提案（第５号議案から第８号議案まで）＞

第５号議案　当会社の定款における目的のうち有価証券の保有及び運用を削除する件

第６号議案　政策保有株式の売却に係る定款変更の件

第７号議案　剰余金処分の件

第８号議案　別途積立金取崩しの件

株主提案（第５号議案から第８号議案）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（17頁から23頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

●当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。ご提出いただけない場合はご入場できませんので、予めご了承のほどお願い申しあげます。

また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

●株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

●株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.arisawa.co.jp/）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時までに到着



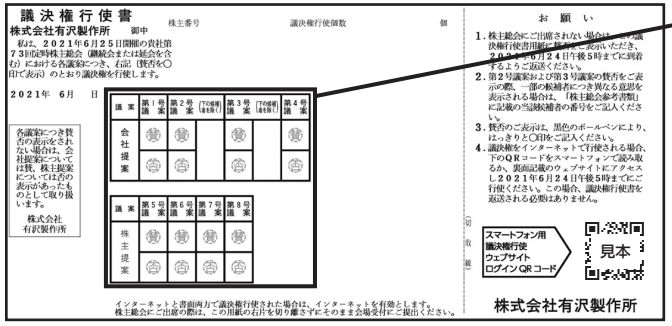
インターネットで議決権を行使される場合

５ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時までに入力完了

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内


議決権行使書
株式会社有沢製作所　御中　　株主番号　　議決権行使個数　　個

私は、2021年6月25日開催の貴社第73回定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2021年　6月　日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

株式会社
有沢製作所

議案	第1号議案	第2号議案	「下の候補者を除く」	第3号議案	「下の候補者を除く」	第4号議案
会社提案	賛	賛		賛		賛
	否	否		否		否

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

お願い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、2021年6月24日午後5時までに到着するようご返送ください。
2. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりとご記入ください。
4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし2021年6月24日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

株式会社有沢製作所

切取線

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

●議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

●議決権の重複行使について
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第５号議案～第８号議案は一部の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は17頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	「下の候補者を除く」	第3号議案	「下の候補者を除く」	第4号議案
会社提案	賛	賛		賛		賛
	否	否		否		否

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

会社提案・当社取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	「下の候補者を除く」	第3号議案	「下の候補者を除く」	第4号議案
会社提案	賛	賛		賛		賛
	否	否		否		否

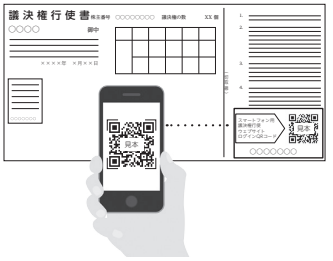
議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

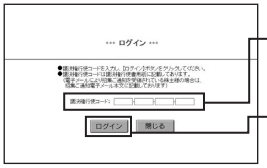
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけており、既存事業の収益基盤の維持、拡大、及び新規用途の開発に資金を投じるとともに、安定的、且つ積極的な株主還元を実施してまいります。

この方針の下、当期の剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金39円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,300,039,065円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　3,000,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　3,000,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（７名）が任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、略歴等は2021年６月１日現在の状況であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	有沢悠太（ありさわゆうた） （1969年７月25日生）	1992年４月　三菱電機株式会社入社 2002年２月　ＪＰモルガン証券株式会社入社 2003年８月　当社入社 2007年４月　当社製造部統括補佐 2009年４月　当社執行役員 2010年６月　当社取締役常務執行役員 2011年６月　当社取締役専務執行役員 2014年６月　当社代表取締役社長（現任） 2015年６月　当社社長執行役員 最高執行責任者（ＣＯＯ） 2017年６月　当社最高経営責任者（ＣＥＯ）（現任）	79,200株
	（取締役候補者とした理由）当社の経営企画、製造及び営業部門を歴任し2014年に代表取締役社長に就任以来、グローバルな視点に立ち当社グループ全体を俯瞰的に捉えるとともに、企業理念に基づいた中長期の成長を見据えて事業改革を推進しています。この企業運営経験により培われた豊富な知見・経験と実績に基づき、リーダーシップを発揮して変革を進める経営者に相応しいと判断しました。取締役会の構成員として、情報の共有化を図り取締役会の意思決定機能が強化されることが期待されるため、取締役候補者としました。		
2	戸田良彦（とだよしひこ） （1958年１月24日生）	1981年３月　当社入社 1996年７月　当社東京支店統括 2008年６月　当社執行役員 2011年６月　当社上席執行役員 2014年６月　当社取締役常務執行役員　電絶複合材料事業本部 本部長 兼 電絶複合材料営業部担当 2017　６月　当社取締役専務執行役員　電絶複合材料事業本部 本部長（現任） （重要な兼職の状況） アリサワファイバーグラス株式会社 代表取締役社長 有沢樹脂工業株式会社 代表取締役社長	52,229株
	（取締役候補者とした理由）入社以来一貫して当社製品の販売に携わるとともに複数の子会社の経営にも携わり、電絶複合材料事業本部を統括しています。水処理装置事業や航空機事業に関わる豊富な知見と経験を活かし、多岐にわたる同事業本部の事業範囲を拡大させた実績は、今後更なる製品販売量の増大及び子会社の経営において、必要な人材と判断しました。また、豊富な実務経験を踏まえて執行役員等の職務の執行を監督することにより、当社取締役会の監督機能の実効性確保が期待されるため、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	中島（なかじま） 理（おさむ） （1965年6月5日生）	1989年４月　三井物産株式会社入社 2011年５月　同社機能化学品本部 ｿｰﾗｰﾋﾞｼﾞﾈｽ事業部室長 2013年４月　同社機能化学品本部 先端材料事業部室長 2014年７月　同社基礎化学品本部 事業開発部室長 2015年10月　当社入社 電子材料営業部統括 2015年10月　当社執行役員 電子材料営業部担当 2016年６月　当社取締役常務執行役員 電子材料事業本部本部長 兼 電子材料営業部担当（現任）	16,307株
	（取締役候補者とした理由）三井物産㈱で機能化学品の営業、開発のマネジメントを歴任後、当社に入社し電子材料事業本部を統括しています。海外勤務を含む豊富な営業経験と開発指向の視点を活かし、当社グループの事業範囲を拡大させた実績は、今後更なる製品販売量の増大及び子会社の企業体質改善において必要な人材と判断しました。また、豊富な実務経験を踏まえて執行役員等の職務の執行を監督することにより、当社取締役会の監督機能の実効性確保が期待されるため、取締役候補者としました。		
4	※ 増田（ますだ）竹史（たけし） （1963年４月３日生）	1990年10月　当社入社 2003年11月　当社業務企画グループ グループリーダー 2008年７月　当社製造部統括補佐 2010年10月　当社経営企画部統括 2011年６月　当社執行役員 経営企画部担当 2015年６月　当社上席執行役員 経営企画部担当 兼 経理部担当 2016年６月　当社上席執行役員 管理本部 副本部長 兼 経営企画部担当 兼 経理部担当 兼 人事部担当 2017年６月　当社上席執行役員 管理本部 副本部長 兼 経営企画部担当 兼 経理部担当（現任）	12,727株
	（取締役候補者とした理由）当社グループのＩＲ窓口業務に携わるとともに、複数の子会社の経営にも携わり、経営企画・経理部門を統括しています。当社経営戦略の策定、実行並びに国内外の企業との提携やＭ＆Ａ等において充分な実績を示してきたことから、今後の更なる経営の効率化やコーポレートガバナンスの向上において必要な人材と判断しました。また、豊富な実務経験を踏まえて執行役員等の職務の執行を監督することにより、当社取締役会の監督機能の実効性確保が期待できるため、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	塚原 穣（つかはら ゆたか） （1945年12月21日生）	1968年４月　富士重工業株式会社（現株式会社ＳＵＢＡＲＵ）入社 1999年６月　同社執行役員 国内営業本部副本部長 2001年６月　同社常務執行役員 スバル営業本部日本地区本部長 2003年６月　同社常務執行役員 スバル商品企画本部長 2005年５月　東京スバル株式会社 代表取締役社長 2010年６月　同社代表取締役社長 退任 2017年６月　当社取締役（現任）	3,000株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）株式会社ＳＵＢＡＲＵの営業、商品企画など長期間にわたり自動車業界に携わり、東京スバル株式会社の代表取締役等を歴任してきました。その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験および自動車部品業界に関する見識を活かして、社外の視点から意見を述べ、当社の経営の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。また､独立した立場から経営陣･取締役の意思決定及び業務執行を監督することが期待されるため、社外取締役候補者としました。		
6	中村 康二（なかむら こうじ） （1948年８月15日生）	1973年４月　三井物産株式会社入社 2004年４月　同社執行役員 合樹・無機化学品本部長 2006年４月　同社常務執行役員 化学品第二本部長 2009年４月　同社専務執行役員 欧州・中東・アフリカ本部長 2011年３月　同社専務執行役員 退任 2011年８月　三甲株式会社 監査役（現任） 2016年８月　三光合成株式会社 社外取締役（現任） 2020年６月　当社取締役（現任）	―株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）三井物産株式会社において専務執行役員、三光合成株式会社において取締役等を歴任し、長期間にわたり国内外に跨る企業経営に携わってきました。グローバル企業での事業責任者を務めた経験から、国際的な経営に係る知見・見識が豊富であり、当社の事業戦略をはじめとする経営全般に対して、社外の視点から意見を述べ、当社の経営の合理性及び透明性を高めることができる人材と判断しました。また、独立した立場から経営陣・取締役の意思決定及び業務執行を監督することが期待されるため、社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	我孫子和夫（あびこかずお） （1947年1月22日生）	1978年11月　ＡＰ通信社入社 1985年５月　同社東京支局次長 2001年７月　社団法人日本外国特派員協会会長 2004年４月　ＡＰ通信社東京支局総支配人 2004年７月　同社北東アジア総支配人 2010年２月　同社顧問 2018年７月　公益社団法人日本外国特派員協会監事 2020年６月　当社取締役（現任）	—株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）カリフォルニア州立大学大学院卒業後、ＡＰ通信社において東京支局総支配人・北東アジア総支配人を歴任するとともに、社団法人日本外国特派員協会会長も兼務してきました。同社退職後も東京外国語大学や上智大学などで非常勤の教職に就いており、国際コミュニケーションや報道の規範と倫理などに関する見識を活かして、社外の視点から意見を述べ、当社の経営の合理性及び透明性を高めることができる人材と判断しました。また、独立した立場から経営陣・取締役の意思決定及び業務執行を監督することが期待されるため、社外取締役候補者としました。		
8	※ 高田博俊（たかだひろとし） （1953年８月10日生）	1977年３月　日本精機株式会社入社 2003年４月　ユーケーエヌ・エス・アイ社取締役社長 2005年６月　日本精機株式会社取締役 2008年６月　同社常務取締役 2011年４月　同社代表取締役専務 2011年４月　同社営業本部長 2011年６月　日精儀器武漢有限公司董事長 2012年３月　日精儀器科技（上海）有限公司董事長 2013年６月　日本精機株式会社代表取締役社長 2014年３月　東莞日精電子有限公司董事長 2014年４月　香港日本精機有限公司董事長 2015年６月　日本精機株式会社代表取締役社長 社長執行役員 2015年７月　香港易初日精有限公司董事長 2015年７月　上海日精儀器有限公司董事長 2016年３月　タイ - ニッポンセイキ社取締役会長 2017年６月　日本精機株式会社取締役副会長 副会長執行役員 2019年６月　同社退任	—株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）日本精機株式会社の代表取締役、海外子会社の董事長等を歴任し、且つ営業、商品企画など長きに渡り自動車業界に携わり同業界における造詣が深い人材です。製造業およびグローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、社外の視点から意見を述べ、当社の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。また、独立した立場から経営陣・取締役の意思決定及び業務執行を監督することが期待されるため、社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	※ 沼田美穂（ぬまたみほ） （1975年４月18日生）	2009年12月　弁護士登録 沼田法律事務所入所 2016年１月　同法律事務所所長（現任） 2018年４月　東京簡易裁判所民事調停委員（現任） 2020年６月　東京貿易ホールディングス株式会社 社外監査役（現任）	―株
	（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）沼田法律事務所の所長を務め、法律事務所の経営に携わりながら、東京簡易裁判所民事調停委員や東京貿易ホールディングス株式会社の社外監査役を務め、バランスの取れた人材です。長きに渡り弁護士として活躍され法律の専門家としての高い見識と経験があり、ガバナンス及びコンプライアンス等に関する高度な見識に基づき社外の視点から意見を述べ、当社の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。また、独立した立場から、客観的かつ法的見地による監督とアドバイスを行っていただけることが期待されるため、社外取締役候補者としました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．所有する当社株式の数は2021年３月31日現在の株主名簿によるものであります。
４．各取締役候補者が所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
５．取締役候補者のうち、塚原穣、中村康二、我孫子和夫、高田博俊及び沼田美穂の各氏は社外取締役候補者であります。
塚原穣氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。
中村康二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。
我孫子和夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。
６．取締役候補者のうち、塚原穣、中村康二、我孫子和夫の各氏は現在独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
また、塚原穣、中村康二、我孫子和夫、高田博俊及び沼田美穂の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、社外取締役各氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
７．現在、当社は取締役候補者である塚原穣、中村康二、我孫子和夫の各氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結しております。
また、塚原穣、中村康二、我孫子和夫、高田博俊及び沼田美穂の各氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。
８．当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（参考）取締役及び監査役の専門性と経験

本議案が承認可決された場合、今回非改選の監査役を含め、当社取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

	独立性	企業経営の経験	重点事業・業界経験	財務・会計	法務・コンプライアンス	ガバナンス リスクマネジメント	国際経験
代表取締役　有沢悠太		○	○			○	○
取締役　戸田良彦			○			○	
取締役　中島理			○			○	○
取締役　増田竹史				○		○	
社外取締役　塚原穣	○	○	○			○	
社外取締役　中村康二	○	○	○			○	○
社外取締役　我孫子和夫	○	○				○	○
社外取締役　高田博俊	○	○	○			○	○
社外取締役　沼田美穂	○	○			○	○	
監査役　太田耕治				○	○	○	
社外監査役　田中耕一郎	○	○		○		○	○
社外監査役　横田晃一	○	○		○		○	

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役は次のとおりであり、早津裕司氏は監査役太田耕治氏の補欠として、馬場秀幸氏は社外監査役田中耕一郎、横田晃一の両氏の補欠として選任するものであります。なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、略歴等は2021年６月１日現在の状況であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	早津（はやつ）裕司（ひろし） （1957年３月13日生）	1975年４月　当社入社 2001年４月　当社情報システムグループ グループリーダー 2010年５月　当社人事部統括 2012年４月　当社総務部統括 2017年３月　当社退社	1,767株
2	馬場（ばば）秀幸（ひでゆき） （1964年３月29日生）	1998年４月　新潟県弁護士会登録 2003年４月　馬場秀幸法律事務所所長（現任）	－株

（注）１．馬場秀幸氏に対して、法律顧問として月額45,000円の顧問報酬を支払っております以外は、補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．所有する当社株式の数は2021年３月31日現在の株主名簿によるものであります。

３．早津裕司氏を補欠の監査役候補者とした理由は、当社在職中に総務、経理、人事及び情報システムの業務に携わり、法務、財務等多岐にわたる知識と経験に基づき、当社の監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

４．馬場秀幸氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、独立した中立的な立場から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

５．馬場秀幸氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、その責任限定契約の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度額とする。

・上記の責任限定契約が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

６．早津裕司、馬場秀幸の両氏が社外監査役に就任された場合、会社法第４３０条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることになります。

７．馬場秀幸氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年６月29日開催の第56回株主総会において、月額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び2010年６月29日開催の第62回定時株主総会において、当社の取締役に対するストック・オプション報酬として年額5,000万円（100,000株）以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行のストック・オプション報酬に代えて、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止することとし、ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。また、第２号議案「取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は９名（うち社外取締役５名）となりますが、対象取締役が有する未行使の新株予約権2,080個（208,000株）は放棄することといたします。かかる放棄が株主の皆様に対する希薄化への配慮であることのご説明は【ご参考１】をご覧ください。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割《当社の普通株式の無償割当てを含む。》は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対

象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考２】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えます。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記（２）の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記（１）に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考１】

対象取締役による未行使新株予約権の権利放棄後の潜在株式数と本議案に基づき対象取締役に対して上限株数を10年間継続的に付与した場合の最大希薄化率(注)は、発行済株式総数に対して4.90%程度となり、株式報酬による株主の皆様に対する希薄化を考慮した仕組みとしております。

(注)最大希薄化率は、当社が新たに発行又は処分する普通株式の上限株式数である年50,000株を10年間継続的に付与した場合の総数500,000株と、既に発行しているストック・オプションの新株予約権の目的となる株式数1,132,300株(対象取締役において権利放棄済のストック・オプションは除外)を合算した値を、2021年3月末時点の当社の発行済株式総数(自己株式数を除く)33,334,335株で除じて算出。

【ご参考2】

招集ご通知35ページに記載の「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」の「ｄ．非金銭報酬等に関する方針」を、以下のように変更する予定です。

非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬に応じて金銭債権を支給し、同債権額に応じて譲渡制限を付した当社普通株式を付与することとする。

譲渡制限付株式の付与のための金銭債権は、総額を年額5,000万円以内、付与する当社普通株式の総数は年50,000株以内とする。１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の終値を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲の金額とする。

また、譲渡制限期間は、当社又は当社子会社の役職員のうち当社取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とする。

＜株主提案（第５号議案から第８号議案まで）＞

第５号議案から第８号議案までは、株主様（２名）からのご提案によるものであります。
提案を受けた議案の内容及び理由については、原文のまま記載しております。
なお、議案との関連を示す記述については、該当する議案名に置き換えております。
議案において記載する会社数値は、（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいております。

第５号議案　当会社の定款における目的のうち有価証券の保有及び運用を削除する件

１．提案の内容

現行の定款第２条（６）を削除し、（７）以下の番号を１つずつ繰り上げる。そして、本変更の実施期日に関する付則を新設する。

附則
（実施期日）
第１条　本定款の第２条（６）の変更は、２０２２年３月末日を効力発生日とする。

２．提案の理由

本件は、当社が１年以内に保有する全ての投資目的の有価証券を売却することを諮るものである。

当社は、純投資目的の株式は保有していないと開示しているが、株式以外では、２０２０年３月末現在、貸借対照表計上額で１１５億円弱の債券を含め１５４億円を超える有価証券（流動資産として計上されている有価証券を含む。）を保有している。当社は、定款において当社の事業目的として「有価証券の保有及び運用」を掲げ、これらの有価証券は、投資対象として保有及び運用がなされている。

そもそも当社の株主は、債券などの有価証券投資による利益ではなく、当社の本業での利益拡大に期待して当社の株式を保有しているのであって、当社が投資目的で有価証券を保有し、そのリスクを負担することは許容していないというべきである。提案株主は、昨年も当会社の定款における目的のうち「有価証券の保有及び運用」を削除するよう提案したが、当社取締役会は「２０１１年５月の運用開始以来約９年間の累計で３０億８７百万円の運用益を計上しております」、「新規事業に充当する戦略資金と位置付けております」「戦略資金の運用として『有価証券の保有』が必須となります」と主張し、提案に反対した。

しかしながら、当社が自画自賛した「約９年間で３０億８７百万円の運用益」は、提案株主の計算によれば、内部収益率（ＩＲＲ）は約1.7%に過ぎず、当社の資本コストを大きく下回った結果、当社の株主価値を毀損し続けてきたのである。また、当社の自己資本比率は２０２０年１２月末現在で約70%もの高水準であり、資本コストの観点からは、Ｍ＆Ａを行う資金は有利子負債

で調達することが株主価値向上に資するものであり、M&Aのための資金と称して有価証券を保有することも、当社の株主価値を毀損し続けてきた要因である。

なお、当社は、２０２０年１２月に発表した台湾ＴｈｉｎＦｌｅｘＣｏｒｐｏｒａｔｉｏｎの完全子会社化のための資金として上記有価証券の一部を現金化して充当したものと推定される。

しかしながら、同社を完全子会社化することとなった後も、当社の株価のバリュエーションは依然として低水準のままであり、当社取締役会の主張する「新規事業に充当する戦略資金の運用として、『有価証券の保有』が必須」との方針は、株主価値向上に寄与しないことが明らかである。

以上の理由から、当社の定款上の目的から「有価証券の保有及び運用」を削除し、有価証券を投資対象として保有及び運用することが事業目的には含まれないことを明確化するべきである。そして、附則に記載の通り、有価証券を１年以内に全て売却し、第６号議案の売却代金とともに当社の株主価値向上のために使うべきである。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、本提案による定款変更は、当社の事業戦略、財務戦略及び投資戦略の足枷となり、当社が企業価値の向上を目指すうえでの妨げになるものと考えております。

2020年10月29日に公表いたしました中期経営計画において、当社は、保有有価証券等を戦略投資資金と位置づけ、既存事業とのシナジーを最大限に発揮しつつ高い資本収益性を有する新規事業に投じるとともに、既存事業における収益基盤の拡大や新規用途の開発に活用する方針を掲げております。2021年1月27日に公表いたしました台湾ThinFlex Corporationの完全子会社化に向けた公開買付けの実施はこのような方針の一環です。

当社は2021年3月末現在、貸借対照表計上額で、取引価格のある債券78億81百万円、上場株式25億62百万円、上場投資信託10億54百万円及び非連結子会社・関連会社株式3億18百万円を含む119億8百万円の有価証券を保有しております。これは、2020年3月末時点の貸借対照表計上額157億65百万円に比し、38億57百万円の減少で、特に取引価格のある債券が、38億8百万円減少しております。この減少は上述のとおり、当該債券の売却金を台湾ThinFlex Corporationの公開買付け資金に充当したことによるものです。

次なる投資対象に充当するまでの間の資金の運用の手段を定款において制限することは、企業活動において適切ではなく、今後中期経営計画における目標の達成を追求する中で有価証券等の運用を含めた多様な資金運用手段を可能にすべきものと判断いたします。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第６号議案　政策保有株式の売却に係る定款変更の件

１．提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第７章　政策保有株式

（政策保有株式の売却）

第４１条　当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、政策保有目的で保有している株式は、第７４期中に、速やかに売却するものとする。

２．提案の理由

当社は、貸借対照表計上額（単体）で１８億９０百万円となる２３銘柄の政策保有株式を保有している。

提案株主は、昨年も政策保有株式の売却を提案したのに対し、当社取締役会は「取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を取得し保有しております」と主張し、提案に反対した。

そもそも、株式を保有していると何故に取引関係が構築され、業務提携等が円滑化・強化できるのか、その因果関係は全く説明されておらず理解できないものである。

また、当社の２０２０年３月末における政策保有株式の貸借対照表計上額（単体）は、２０１９年３月末から約8.4億円減少している。２０２０年３月期中の、株式数の減少による減少額約0.7億円を控除しても約7.7億円の時価の変動による影響が認められる。このような影響があることを鑑みるに、財務の健全性の観点からも、政策保有株式は保有すべきでない。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社取締役会としては、本提案内容が会社の根本規則である定款に記載するのになじまない性質の事項であり、本提案内容のような定款の定めをおくことは、当社の発展を妨げ得るものと考えております。

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有しております。これら政策保有株式については、期末の取締役会において、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から総合的に判定し、保有効果が不十分であると判断される銘柄、あるいは取引関係の維持のために保有する必要性が減少した銘柄については売却することとしております。具体的には、2020年

3月末現在保有する上場株式12銘柄のうち、第73期（2021年3月期）において3銘柄を売却し、2021年3月末現在の保有銘柄は9銘柄となりました。今後も引続き、企業価値及び株主の皆様の利益の向上に貢献すべく、保有効果の検証を行い、徐々にその保有数量の縮減を図ってまいります。

本提案のように、第74期（2022年3月期）中に全ての銘柄を売却することを定めることは、当社の安定的・長期的な取引関係の維持・構築、業務提携、協働ビジネス展開の円滑化及び強化といった保有効果が高く、当社の企業価値の向上に貢献している政策保有株式の売却を強制することになり、取引先、業務提携先その他ビジネスパートナーとの関係にマイナスの影響を及ぼしかねません。かかる定款変更は、当社の中長期的な発展の可能性を阻害する要因となり得ることから、当社の企業価値をむしろ損なう恐れがあるものと考えます。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第７号議案　剰余金処分の件

１．提案の内容

（１）配当財産の種類

金銭

（２）配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

４８円から、第７３回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式１株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式１株当たりの配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第７３回１株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績ＥＰＳ」という。）が４８円と異なる場合は冒頭の４８円を実績ＥＰＳに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式１株当たりの配当金額に、当社の第７３回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第７３回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第７３回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

２．提案の理由

本議案に記載の４８円とは、２０２１年４月２３日現在最新の当社予想１株当たり当期純利益の金額である。本件は、会社提案の１株当たり配当金がいくらであっても、当期純利益全てを配当すること、つまり、配当性向１００％を企図した提案である。

前述の通り、当社の自己資本比率は約７０％と高水準であり、弊社は、当社が有利子負債を増やすこと、すなわちレバレッジを高めることにより、ＲＯＥを高め、株主価値を向上させる施策の実行を、当社に対して再三にわたり要望している。それにもかかわらず、仮に、当社の株主還元方針である総還元性向６０％超が継続する場合、自己資本はさらに積み上がり、レバレッジは低下するため、これ以上自己資本を増加させてもＲＯＥが低下するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながることから、剰余金の配当を増額すべきである。

さらに、２０２２年３月期以降も当社の資本政策として配当性向１００％を採用することで、中長期的にも当社が自己資本を積み上げないことを明らかにしていただきたい。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内で

あることから、当社の自己資本の水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、中期経営計画において、期中に獲得した資金を安定的、且つ積極的な株主還元に充当するとともに、当社が持続的に成長するために必要不可欠な収益基盤の維持・拡大及び新規用途の開発に投じる方針を掲げました。この方針の下、2025年3月期までの中期業績目標に鑑み、連結純利益の60%超を株主の皆様に還元することとしております。

本提案のとおり配当性向を100%とした場合、収益基盤の維持・拡大及び新規用途の開発といった当社が持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上するために必要不可欠な投資に支障をきたす恐れがあるものと考えます。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第８号議案　別途積立金取崩しの件

１．提案の内容

（１）増加する剰余金の項目及びその額

項目：繰越利益剰余金

金額：２４０億２０百万円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

項目：別途積立金

金額：２４０億２０百万円

２．提案の理由

当社は、第６９回定時株主総会以降、株主還元の原資となる繰越利益剰余金を減少させ、別途積立金を毎年積み増しているが、その具体的な理由が明記されたことはない。当社の自己資本比率は約７０％と高水準にもかかわらず、このように目的が不明である別途積立金を積み増すことは止めていただきたい。そして、増加する繰越利益剰余金は、株主への配当原資とするか中期経営計画において「適宜検討」とされている自社株買いの原資として、株主価値の向上のために用いていただきたい。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

中期経営計画において、安定的、且つ積極的な株主還元を行うことを掲げ、連結純利益の60%超を株主の皆様に還元することといたしました。

本提案では、別途積立金の全額にあたる240億20百万円を取崩すこととされますが、このように、別途積立金の全額を一度に繰越利益剰余金に振り替え、取締役会の決議で処分可能とすることは、健全な存続、持続的な成長を通じた中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の持続的な利益の確保に反するものと考えます。

当社は1909年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続け、健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を目指す義務があると考えております。

この理念の下、当社は、剰余金について株主総会において株主の皆様のご承認を得て、その処分を決定してまいりました。健全な存続と持続的な成長を担保するとともに、安定した株主還元を継続するために、相応の積立金の蓄積は必要であると判断しております。

よって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」という）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が停滞したことから厳しい状況となりました。また新型コロナウイルス感染の収束が見通せず、経済への影響が長期化することが懸念され、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当期の業績は、売上高464億39百万円（前期比1.0%増）、営業利益31億18百万円（前期比12.9%増）、経常利益35億78百万円（前期比28.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億60百万円（前期比915.4%増）となりました。

②　設備投資の状況

当社グループでは、急速な技術革新や販売競争に対応すべく、発展成長分野に重点を置き集中して設備投資を行っており、当期におきましては21億44百万円の設備投資を実施いたしました。

当期における設備投資の主なものは、フレキシブルプリント配線板用材料を中心とする電子材料関連の生産設備14億11百万円であります。

③　資金調達の状況

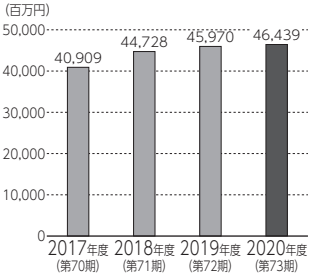
当期に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として16億81百万円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

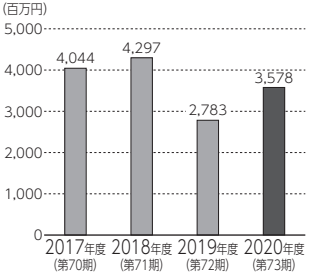
区分＼期別	第70期 (2018年３月期)	第71期 (2019年３月期)	第72期 (2020年３月期)	第73期 (2021年３月期) (当連結会計年度)
売上高（百万円）	40,909	44,728	45,970	46,439
経常利益（百万円）	4,044	4,297	2,783	3,578
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,453	2,861	212	2,160
１株当たり当期純利益(円)	96.35	79.15	6.14	64.94
総資産（百万円）	72,382	73,096	71,709	67,257
純資産（百万円）	52,493	53,462	49,018	47,444

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

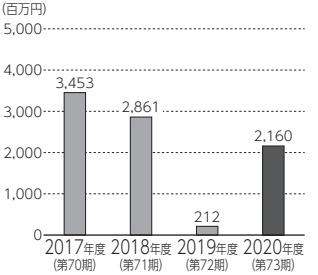
■売上高



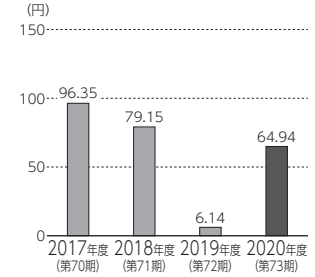
■経常利益



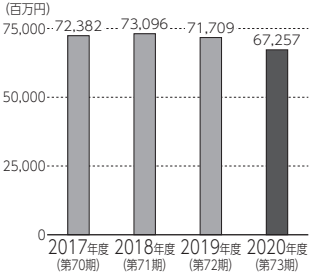
■親会社株主に帰属する当期純利益



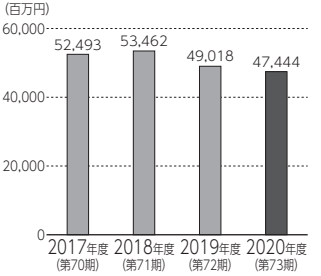
■1株当たり当期純利益



■総資産



■純資産



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権の比率	主な事業内容
新揚科技股份有限公司	1,006,377 千台湾ドル	84.5%	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
松揚電子材料(昆山)有限公司	125,918 千人民元	100.0 (100.0)	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
株式会社サトーセン	99百万円	100.0	リジットプリント配線板製造
アリサワファイバーグラス株式会社	100百万円	100.0	硝子・特殊繊維製織製品の製造
株式会社プロテックインターナショナルホールディングス	101百万円	100.0	ＦＷ成形品(水処理用圧力容器)による水処理事業を行う子会社の持株会社
Protec Arisawa Europe, S.A.	1,670 千ユーロ	100.0 (100.0)	ＦＷ成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
Protec Arisawa America, Inc.	3,200 千米ドル	100.0 (100.0)	ＦＷ成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
有沢総業株式会社	30百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工 倉庫管理・物流業務
有沢樹脂工業株式会社	10百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工
カラーリンク・ジャパン株式会社	198百万円	97.2	特殊光学部品の製造・販売

(注) 1．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．上記に記載の重要な子会社を含め、当連結会計年度末の連結子会社の数は11社であり、持分法適用関連会社は１社であります。
3．特定完全子会社に関しましては、該当事項はありません。
4．新揚科技股份有限公司に対する議決権比率は、2020年12月8日から2021年1月26日に台湾証券店頭売買センターにおいて実施した株式公開買付けにより、52.3%から84.5%に増加しております。

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とし、

Ⅰ．新たな価値を創造し、顧客満足を高める。
Ⅱ．顧客要求を発掘し、独創的な技術で新事業を創出する。
Ⅲ．品質と生産性を向上させ、企業体質を強化する。
Ⅳ．社会・環境課題の解決に貢献し、持続的な成長を実現する。

を経営方針としております。

この経営方針の下、顧客満足度の向上、独自技術による差異化製品の開発、徹底したコストダウンによる利益体質強化の推進により企業価値を創造し、資本効率の向上、社会への貢献と併せて会社の株主価値を高めていくことを目指しております。

② 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、ユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を目指しております。具体的には、既存事業の収益基盤を維持・拡大するために、生産能力の向上及び拡大、並びにユーザーニーズを先取りした新製品開発に投資する他、既存事業とのシナジーを最大限に発揮するとともに、高い資本収益性を有する新規事業への戦略投資を実施してまいります。また、社会・環境に影響を与えるテーマを選定し、事業を通じて社会貢献を目指してまいります。

・電子材料につきましては、モバイル、車載及び半導体分野を中心に新製品開発を進めます。また、徹底したコストダウンを図るとともに連結子会社と連携し、競争力強化とシェアアップを目指します。
・産業用構造材料及び電気絶縁材料につきましては、交通インフラ、水処理及び電絶関連を主力事業分野として新製品開発と拡販を進め、堅実な利益体質の継続とシェアアップを目指します。
・ディスプレイ材料につきましては、医療用高画質ディスプレイ分野を中心に、当社固有の光学技術を活かした新製品の拡販を図ります。
・海外連結子会社との協業を深化させ、顧客への技術サービス強化により一層の拡販を図ります。

当社グループは、2020年10月に上記内容を織り込んだ中期経営計画を公表しました。第77期にROIC６％以上を達成することを目標といたします。

③ 会社の対処すべき課題

当社グループは、上述の経営戦略をより早期かつ確実に達成するため、今後対処すべき課題として次のことを推進いたします。

・競争力のあるコスト体質を具現化するため、製造技術や材料選定の徹底的な見直しを図ります。
・Arisawa Production Systemを中心とした管理技術、固有技術の向上と個人の能力アップにより、徹底的な原価低減を図ります。
・製造・販売・技術の連携強化を推進し、効率的な事業運営を図ります。
・既存事業とのシナジーを最大限に発揮し、高い資本収益性を有する新規事業への投資を実行します。

⑸ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社14社及び関連会社４社で構成され、電子材料、産業用構造材料、電気絶縁材料、ディスプレイ材料を製造・販売しております。更に各事業に関連する商品の販売、物流及びその他のサービスの事業活動を展開しております。

区　分	主要な製品または役務	売上構成比（連結）
電子材料	プリント配線板用硝子クロス、フレキシブル及びリジットプリント配線板用材料、その他	68.2%
産業用構造材料	ＦＷ成形品、航空機用ハニカムパネル及びプリプレグ、その他	19.0
電気絶縁材料	硝子クロス・テープ、電気絶縁用プリプレグ、その他	5.0
ディスプレイ材料	３Ｄ偏光フィルター、その他	6.1
その他の事業	引抜成形品、ゴルフ練習場経営、その他	1.7

⑹ **主要な営業所及び工場**（2021年３月31日現在）

株式会社有沢製作所	本　社	新潟県上越市南本町一丁目５番５号
	支　店	東京都台東区
	工　場	南本町工場（新潟県上越市）、中田原工場（新潟県上越市）、中田原西工場（新潟県上越市）
新揚科技股份有限公司	本　社	台湾　高雄市
松揚電子材料（昆山）有限公司	本　社	中国　昆山市
株式会社サトーセン	本　社	大阪府大阪市
アリサワファイバーグラス株式会社	本　社	新潟県上越市
Protec Arisawa Europe, S.A.	本　社	スペイン　ムンギア市
Protec Arisawa America, Inc.	本　社	米国　カリフォルニア州
有沢総業株式会社	本　社	新潟県上越市
有沢樹脂工業株式会社	工　場	埼玉県川口市
カラーリンク・ジャパン株式会社	本　社	新潟県上越市

⑺ 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子材料	859（183）名	21名増（ 42名増）
産業用構造材料	194（ 48）	96名減（ 31名減）
電気絶縁材料	89（ 9）	39名減（ 9名減）
ディスプレイ材料	210（ 14）	85名増（ 10名減）
その他の事業	37（ 25）	2名増（ 4名増）
全社（共通）	44（ 11）	6名増（ － ）
合計	1,433（290）	21名減（ 4名減）

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
606（99）名	8名減（35名減）	43.8歳	20.1年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
臺灣銀行股份有限公司	1,903,112千円
株式会社八十二銀行	1,388,322
株式会社三井住友銀行	1,081,384

（注） 海外子会社においては決算日が12月31日であるため、借入金の残高については、同決算日現在の残高を使用しております。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　130,000,000株

② 発行済株式の総数　34,470,524株

（注）発行済株式の総数はストック・オプションの行使により89,000株増加し、自己株式の消却により2,000,000株減少しております。

③ 株主数　9,293名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,342,200株	13.02%
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLEL Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	2,433,600	7.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,511,400	4.53
三菱瓦斯化学株式会社	1,472,166	4.41
株式会社八十二銀行	1,000,930	3.00
有限会社有沢建興	834,338	2.50
株式会社第四北越銀行	743,903	2.23
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	620,282	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	530,536	1.59
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	519,600	1.55

（注）１．当社は自己株式（1,136,189株）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

２．持株比率は、自己株式（1,136,189株）を控除して計算しており、小数点第２位未満を切り捨てて表示してあります。

３．三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、三菱瓦斯化学株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式966,306株（持株比率2.89%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります。）。

４．2018年９月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2018年８月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者　　三井住友信託銀行株式会社他共同保有者２名
住所　　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
保有株式等の数　1,488,200株
株券等保有割合　4.12％

５．2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者　　ブラックロック・ジャパン株式会社他共同保有者１名
住所　　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
保有株式等の数　1,259,700株
株券等保有割合　3.48％

６．2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者　　三井住友アセットマネジメント株式会社他共同保有者１名
住所　　東京都港区愛宕二丁目５番１号
保有株式等の数　1,090,300株
株券等保有割合　3.01％

７．2020年10月２日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が2020年９月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者　　日本バリュー・インベスターズ株式会社
住所　　東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
保有株式等の数　1,421,500株
株券等保有割合　3.91％

８．2021年３月４日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2021年３月１日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者　　株式会社ストラテジックキャピタル
住所　　東京都渋谷区東三丁目14番15号
保有株式等の数　2,902,100株
株券等保有割合　8.43％

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年３月31日現在）

取締役の保有状況

発行回次 発行決議日	新株予約権の数 目的となる株式の数	権利行使期間	１株当たりの 行使価額	保有者数
第27回新株予約権 2017年６月28日	550個 55,000株	2019年７月１日～ 2022年６月30日	1,004円	4名
第29回新株予約権 2018年６月28日	550個 55,000株	2020年７月１日～ 2023年６月30日	1,104円	4名
第31回新株予約権 2019年６月27日	550個 55,000株	2021年７月１日～ 2024年６月30日	922円	4名
第33回新株予約権 2020年６月25日	550個 55,000株	2022年７月１日～ 2025年６月30日	890円	4名

（注） 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

2020年６月25日開催の第72回定時株主総会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　2,718個（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の目的となる株式の数
　271,800株
・新株予約権の払込金額
　無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり89,000円（１株当たり890円）
・新株予約権を行使することができる期間
　2022年７月１日から2025年６月30日まで
・新株予約権の行使の条件
　１．権利行使時において、当社取締役、従業員または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。
　２．権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

・当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社従業員	2,403個	240,300株	147名
子会社の役員及び従業員	315個	31,500株	13名

③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有沢悠太	最高経営責任者（ＣＥＯ）
取締役	戸田良彦	専務執行役員　電絶複合材料事業本部 本部長 アリサワファイバーグラス株式会社　代表取締役社長 有沢樹脂工業株式会社　代表取締役社長
取締役	中島理	常務執行役員　電子材料事業本部 本部長 兼 電子材料営業部担当
取締役	野波英隆	常務執行役員　生産本部 本部長 兼 管理本部 本部長 兼 生産技術部担当 兼 分析センター担当
取締役	塚原穣	
取締役	中村康二	三甲株式会社　監査役 三光合成株式会社　社外取締役
取締役	我孫子和夫	
常勤監査役	太田耕治	
監査役	田中耕一郎	田中総合会計事務所　所長 株式会社小田原エンジニアリング　社外監査役 一般財団法人日本自動車研究所　監事
監査役	横田晃一	横田会計事務所　所長

（注）１．取締役の塚原穣氏、中村康二氏及び我孫子和夫氏は、社外取締役であります。
２．監査役の田中耕一郎氏及び横田晃一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役の太田耕治氏は、当社経理部門での財務及び会計に関する豊富な実務経験を有しております。

監査役の田中耕一郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役の横田晃一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．社外取締役の後藤克誓氏は、2020年６月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

5．当社は、塚原穣氏、中村康二氏、我孫子和夫氏、田中耕一郎氏及び横田晃一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当社の取締役及び監査役は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害が填補されます。なお、当該役員等賠償責任保険契約のすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数が独立社外取締役によって構成され、委員長を独立社外取締役の中から選定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項は次のとおりです。

ａ．役員報酬制度の基本方針

当社の取締役報酬制度は、以下を基本方針とする。

・業績と報酬を明確に関連付けることで、経営陣に対し常に業績向上を意識付け、当社の持続的発展へ向けた健全な企業家精神の発揮を促すものであること。

・財務業績のみならず、創造、革新、挑戦のベンチャースピリットのもと、「CIC　昨日より今日、今日より明日」の経営理念に根差した積極的なチャレンジに対する評価を反映できるものであること。

・当社の持続的発展と企業価値向上に貢献できる優秀な経営人材を確保することができるものであること。

この基本方針のもと、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（ストック・オプション報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b．基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c．業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高める業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額の12分の1を毎月基本報酬と同時に支給する。この基準額を基本報酬の60％とし、原則として、業績指標の達成度合いに応じて基準額×0～200％で変動させる。ただし、社長以外の業績連動報酬については、各担当部門の業績評価の結果も反映させて業績指標の達成度合いを算定する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

なお、当事業年度においては、業績指標を前期連結営業利益とし、業績目標を35億円としています。

d．非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、ストック・オプション報酬とし、役位ごとに一定数の新株予約権を割り当てることとする。

割り当てる新株予約権は、当社普通株式とし、付与する株式数は10万株以内とする。１株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の割当日の終値及びその日に先立つ終値の在する6直近日（割当日に終値がない場合はこの日に先立つ終値の在する7直近日）の単純平均値に1.05を乗じた金額とし１円未満は切り上げるものとする。ただし、その価額が割当日の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）とする。

e．報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、独立社外取締役と代表取締役からなる指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（ｆ．報酬等の決定の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬額の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝５：３：２とする（KPIを100％達成の場合）。

ｆ．報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬における各取締役の担当部門の業績に基づく評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	180,330 （13,751）	116,751 （13,751）	54,282 （　－　）	9,297 （　－　）	8 （4）
監　査　役 （うち社外監査役）	19,296 （5,466）	19,296 （5,466）	－ （　－　）	－ （　－　）	5 （4）
合　計 （うち社外役員）	199,626 （19,217）	136,047 （19,217）	54,282 （　－　）	9,297 （　－　）	13 （8）

（注）１．上表には、2020年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）及び監査役２名（うち社外監査役２名）を含んでおります。

２．業績連動報酬等にかかる業績指標は単年度の連結営業利益であり、その実績は27億62百万円であります。当該指標を選択した理由は、企業活動の本業の成果を表す財務指標であること、従業員の賞与制度にも用いている財務指標であり、双方の制度における整合性を重視することからであります。当社

の業績連動報酬は、基準額を基本報酬の60％とし、業績評価の結果に応じて基準額×0～200％で変動させております。

3．報酬水準の検討に際しては、外部の報酬コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」に基づく客観的かつ多面的な報酬ベンチマーク分析により妥当性を検証しております。

4．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．（1）⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5．取締役の金銭報酬の額は、2004年６月29日開催の第56回定時株主総会において月額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は３名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2010年６月29日開催の第62回定時株主総会において、ストック・オプション報酬として年額50百万円以内、株式数の上限を年10万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、４名です。

6．監査役の金銭報酬の額は、2004年６月29日開催の第56回定時株主総会において月額3百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

7．取締役会は、代表取締役社長有沢悠太に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

ハ．当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の中村康二氏は、三甲株式会社の監査役及び三光合成株式会社の社外取締役であります。三甲株式会社及び三光合成株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役の田中耕一郎氏は、田中総合会計事務所の所長、株式会社小田原エンジニアリングの社外監査役及び一般財団法人日本自動車研究所の監事であります。田中総合会計事務所、株式会社小田原エンジニアリング及び一般財団法人日本自動車研究所と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役の横田晃一氏は、横田会計事務所の所長であります。横田会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された10回の取締役会におきまして、社外取締役の塚原穣氏はその全てに、中村康二、我孫子和夫の両氏は就任以降開催された７回の取締役会全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外監査役の田中耕一郎、横田晃一の両氏は就任以降開催された７回の取締役会全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。

監査役会は当事業年度に６回開催され、社外監査役の田中耕一郎、横田晃一の両氏は就任以降開催された５回全てに出席し、監査役の職務の執行に関して適宜必要な意見の表明を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役の塚原穣、中村康二、我孫子和夫、社外監査役の田中耕一郎、横田晃一の５氏のいずれも、同法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社では、グループ全体を網羅する「グループ企業行動指針」を定め、その指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び定款の定めに沿って文書管理規程を制定し、適切な保存・管理する体制を構築する。

③ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行なうほか、関係会社管理規程を制定し、その定めに沿って取締役会議事録及び重要事項の報告を義務づける体制を確保する。

④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、個々のリスクに応じた管理規程を制定し、その規程を遵守することによりリスクの軽減化を図る体制を確保する。

⑤ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備する他、グループ共通の会計管理システムの導入等、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制を確保する。

⑥　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、監査目的に必要な知識・経験等を勘案して使用人を配置する。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

⑦　当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、当社グループの経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役に報告する体制を確保する。また、監査役が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱を禁止した内部通報制度を継続する。

⑧　当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役が職務遂行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑨　その他当社監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社監査役は定期的に子会社の取締役から報告を受けるとともに、子会社の監査役より報告を受ける等、随時連携し企業集団における適正な監査を実施する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況、運用状況を継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。

⑪　反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社子会社では、「グループ企業行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

コンプライアンスについては、当社及び当社子会社の使用人を対象にコンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習を定期的に開催し、コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、「コンプライアンス委員会規程」に基づくコンプライアンス委員会を定期的に開催し、その結果を取締役会に報告しコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。また、「ホットライン規程」により通常の報告ルートと異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。さらに、内部監査室が作成した監査計画書に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しています。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査室が評価を実施し、業務の適正性、効率性の確保に努めております。

当社及び当社子会社の事業の報告については、内部監査室による監査結果を含め、定期的に当社取締役会や社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題が生じた場合には関係部署への指示を適時行っております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容と当社財産の有効な活用及び適切な企業集団の形成ならびにその他の基本方針の実現に資する取組み

当社は1909年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

これに基づき、当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とした経営方針により、安全と品質の向上を第一に掲げ、新たな事業基盤と新市場を創出し、利益体質の強化を推進することを目指しております。

② 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年５月30日開催の取締役会において、2019年６月27日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了する、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を継続しないことを決議いたしました。

それ以降、企業価値の毀損につながる不適切な買収等に対する新たな手立てを含め、当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための方策に関し、検討を重ねてまいりました。今後は、企業価値の最大化に従来以上に努めるとともに、収益力及び資本効率の向上を掲げる中期経営計画の策定により、経営判断過程の一層の透明化を図り、企業価値を毀損する買付け行為に対抗する方針です。

③ 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に関する定款変更

当社は、2020年５月14日開催の取締役会において、2020年６月25日開催の第72回定時株主総会に本ルールに関する定款を削除する議案を上程し、株主の皆様のご承認を得ております。

なお、当社株式の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、充分な情報収集と適時適切な情報開示に努めてまいります。

⑺ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点課題の一つとして位置づけており、既存事業の収益力基盤を維持・拡大するための投資並びに新規事業への戦略投資に資金を投じるとともに、安定的、且つ積極的な還元を実施してまいります。具体的には、1株当たり20円の固定配当に加え、業績連動配当の2階建てといたします。

また、自己株式の取得につきましても、事業環境や財務状況等を総合的に勘案したうえで柔軟に対応し、総還元性向60%超を目指してまいります。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**42,355,204**
現金及び預金	13,215,508
受取手形及び売掛金	16,766,218
有価証券	1,242,430
商品及び製品	3,896,377
仕掛品	2,175,632
原材料及び貯蔵品	3,026,247
未収還付法人税等	1,415,974
その他	778,645
貸倒引当金	△161,830
固定資産	**24,902,213**
有形固定資産	**13,217,395**
建物及び構築物	6,145,403
機械装置及び運搬具	3,872,536
土地	1,888,569
建設仮勘定	293,853
その他	1,017,032
無形固定資産	**244,870**
その他	244,870
投資その他の資産	**11,439,946**
投資有価証券	10,666,038
長期貸付金	67,179
繰延税金資産	208,316
その他	513,336
貸倒引当金	△14,923
資産合計	**67,257,417**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**14,118,258**
支払手形及び買掛金	6,657,426
1年内償還予定の社債	36,800
短期借入金	3,606,087
1年内返済予定の長期借入金	182,724
リース債務	87,885
未払法人税等	277,821
賞与引当金	535,756
役員賞与引当金	3,870
その他	2,729,887
固定負債	**5,694,340**
社債	54,400
長期借入金	3,761,507
リース債務	487,985
繰延税金負債	593,992
退職給付に係る負債	607,032
資産除去債務	89,466
その他	99,956
負債合計	**19,812,598**
純資産の部	
株主資本	**44,241,763**
資本金	7,623,638
資本剰余金	4,403,396
利益剰余金	33,374,092
自己株式	△1,159,364
その他の包括利益累計額	**2,043,095**
その他有価証券評価差額金	1,569,049
繰延ヘッジ損益	△8,237
為替換算調整勘定	486,242
退職給付に係る調整累計額	△3,959
新株予約権	**193,962**
非支配株主持分	**965,997**
純資産合計	**47,444,819**
負債純資産合計	**67,257,417**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**46,439,548**
売上原価		**38,501,052**
売上総利益		**7,938,496**
販売費及び一般管理費		**4,820,009**
営業利益		**3,118,486**
営業外収益		
受取利息	271,613	
受取配当金	88,170	
為替差益	206,698	
助成金収入	147,490	
その他	210,578	924,550
営業外費用		
支払利息	110,687	
投資有価証券償還損	50,675	
連結子会社株式取得費用	49,024	
賃貸費用	109,759	
その他	144,807	464,954
経常利益		**3,578,083**
特別利益		
投資有価証券売却益	323,156	
その他	28,065	351,222
特別損失		
減損損失	69,684	
投資有価証券売却損	313,624	
その他	29,331	412,640
税金等調整前当期純利益		**3,516,666**
法人税、住民税及び事業税	456,889	
法人税等調整額	461,375	918,265
当期純利益		**2,598,400**
非支配株主に帰属する当期純利益		437,760
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,160,640**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,594,026	6,706,017	34,256,590	△3,204,797	45,351,837
当連結会計年度変動額					
新株の発行	29,612	29,612			59,224
剰余金の配当			△997,370		△997,370
親会社株主に帰属する当期純利益			2,160,640		2,160,640
自己株式の取得				△334	△334
自己株式の消却			△2,045,767	2,045,767	－
連結子会社株式の取得による持分の増減		△2,332,233			△2,332,233
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	29,612	△2,302,621	△882,498	2,045,433	△1,110,073
当連結会計年度末残高	7,623,638	4,403,396	33,374,092	△1,159,364	44,241,763

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	448,970	△1,311	478,798	△141,260	785,197	166,148	2,714,984	49,018,167
当連結会計年度変動額								
新株の発行								59,224
剰余金の配当								△997,370
親会社株主に帰属する当期純利益								2,160,640
自己株式の取得								△334
自己株式の消却								－
連結子会社株式の取得による持分の増減								△2,332,233
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,120,078	△6,925	7,444	137,301	1,257,897	27,814	△1,748,986	△463,274
当連結会計年度変動額合計	1,120,078	△6,925	7,444	137,301	1,257,897	27,814	△1,748,986	△1,573,348
当連結会計年度末残高	1,569,049	△8,237	486,242	△3,959	2,043,095	193,962	965,997	47,444,819

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　11社

・主要な連結子会社の名称　新揚科技股份有限公司
ThinFlex Technology Corporation （B.V.I.）
松揚電子材料（昆山）有限公司
株式会社サトーセン
アリサワファイバーグラス株式会社
Protec Arisawa Europe, S.A.
Protec Arisawa America, Inc.
有沢総業株式会社
カラーリンク・ジャパン株式会社

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　有沢電子（大連）有限公司、柏精機株式会社

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数
1社

・主要な会社等の名称　和詮科技股份有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　有沢電子（大連）有限公司、柏精機株式会社
菱有工業株式会社

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち新揚科技股份有限公司、松揚電子材料（昆山）有限公司、ThinFlex Technology Corporation（B.V.I.）、Protec Arisawa Europe,S.A.及びProtec Arisawa America,Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　総平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ　　時価法

ハ．たな卸資産

・ 商品、製品、半製品、仕掛品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

・ 原材料、貯蔵品　　当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～31年

機械装置及び運搬具　４～９年

ロ．無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
また、技術関連資産は経済的耐用年数（８年）に基づいて償却しています。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　一部の連結子会社は、役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約については、振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段･･･為替予約
ヘッジ対象･･･外貨建金銭債権、外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針　外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、為替予約取引は振当処理によっている場合、有効性の評価を省略しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ハ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

（1）前連結会計年度まで独立掲記して表示しておりました営業外収益の「受取賃貸料」（当連結会計年度は、72,559千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております

（2）前連結会計年度まで独立掲記して表示しておりました営業外費用の「貸倒引当金繰入額」（当連結会計年度は、29,441千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております

（3）前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却損」は2,894千円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度より適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

1. たな卸資産の評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

航空機関用材料に関連する棚卸資産評価損及び棚卸資産期末残高は、以下のとおりです。

棚卸資産評価損15,419千円　商品及び製品324,702千円　仕掛品157,010千円

（2）財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産のうち合理的に算定された価額により正味売却価額を算定することが困難なものは、保有期間や需要動向に応じて帳簿価額を切り下げております。

②主要な仮定

航空機用材料に関する需要は、新型コロナウイルス感染の拡大により急激な需要減少が生じています。このため、当該棚卸資産の評価は、今後の販売見込を基礎として見積りを行っており、主要な仮定は予想販売数量であります。なお、予想販売数量の仮定は、今後の新型コロナウイルス感染の収束見通し及び航空機関連需要の動向を考慮しております。

③翌年度の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染は翌年度の2021年度に収束し、航空機需要は徐々に回復するものとして予想販売数量を仮定しておりますが、当該収束時期や需要動向への影響は不確実性が高く、翌年度の棚卸資産評価の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

4．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産		
現金及び預金	25,760千円	（－千円）
建物及び構築物	3,652,513千円	（2,757,742千円）
機械装置及び運搬具	948,440千円	（831,156千円）
有形固定資産「その他」	98,159千円	（57,451千円）
土地	558,408千円	（199,190千円）
投資その他の資産	20,976千円	（－千円）
計	5,304,257千円	（3,845,541千円）
担保付債務		
短期借入金	946,514千円	（－千円）
１年内返済予定の長期借入金	182,724千円	（133,332千円）
長期借入金	729,174千円	（680,558千円）
計	1,858,412千円	（813,890千円）

上記のうち（　）内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　43,494,762千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	6,300,000千円
借入実行残高金	－千円
差引額	6,300,000千円

(4) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	1,200,000千円
借入実行残高金	－千円
差引額	1,200,000千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	36,381,524株	89,000株	2,000,000株	34,470,524株

（注）１．発行済株式の増加株式数89,000株は、新株予約権の行使によるものであります。
２．発行済株式の減少株式数2,000,000株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,135,830株	359株	2,000,000株	1,136,189株

（注）１．自己株式の増加株式数359株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
２．自己株式の減少株式数2,000,000株は、自己株式の消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年６月25日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　997,370千円
・１株当たり配当金額　30円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
2021年６月25日開催の第73回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　1,300,039千円
・１株当たり配当金額　39円
・基準日　2021年３月31日
・効力発生日　2021年６月28日

配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2016年６月24日株主総会決議分	2017年６月28日取締役会決議分	2017年６月28日株主総会決議分	2018年６月28日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	69,800株	75,000株	226,100株	75,000株
新株予約権の数	698個	750個	2,261個	750個

	2018年６月28日株主総会決議分	2019年６月27日取締役会決議分	2019年６月27日株主総会決議分	2020年６月25日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	248,100株	55,000株	266,000株	55,000株
新株予約権の数	2,481個	550個	2,660個	550個

	2020年６月25日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	270,300株
新株予約権の数	2,703個

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画及び事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

・営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在すると共に、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

・有価証券及び投資有価証券は、主に純投資を目的としたものと、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。

・営業債務である支払手形及び買掛金は、主に４ヶ月程度の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

・借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。なお、金利は固定金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりません。

・デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

・受取手形及び売掛金は、営業部門が取引先ごとに与信限度額を設定し、期日及び残高を管理すると共に、取引先の状況を把握し、回収懸念の早期把握や低減を図っております。

・資金運用を目的とした有価証券及び投資有価証券については、格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

・デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

・一部の外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

・有価証券及び投資有価証券については、市況や取引関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払が実行できなくなるリスク）の管理

・当社は流動性リスクに備え、機動的な資金調達のため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。

・資金の調達においては、事業計画、設備投資計画に基づいて資金計画を作成・更新し手元流動性の維持等により流動性リスクに備えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,215,508	13,215,508	－
(2) 受取手形及び売掛金	16,766,218	16,766,218	－
(3) 未収還付法人税等	1,415,974	1,415,974	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	11,498,297	11,498,297	－
資産計	42,895,998	42,895,998	－
(1) 支払手形及び買掛金	6,657,426	6,657,426	－
(2) 短期借入金	3,606,087	3,606,087	－
(3) 長期借入金 ※	3,944,231	3,946,090	1,859
負債計	14,207,744	14,209,604	1,859

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	410,171

これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金	13,209,933	－	－	－
受取手形及び売掛金	16,766,218	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	520,504	3,740,239	1,167,203	663,318
(2) その他	340,093	162,551	－	440,572
合計	30,836,749	3,902,790	1,167,203	1,103,891

（注４）借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
短期借入金	3,606,087	－	－	－
長期借入金	182,724	3,196,671	564,836	－
合計	3,788,811	3,196,671	564,836	－

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,388円50銭

(2) １株当たり当期純利益　64円94銭

8．その他の注記

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
株式会社有沢製作所（新潟県上越市）	産業用構造材料製造設備	機械装置及び運搬具 その他	69,684

当社グループは、種類別セグメントを基礎に、主として品種を束ねた製品群により資産のグルーピングを行っております。また、賃貸用資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、製品等の市場価格等の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（69,684千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、機械装置及び運搬具60,177千円、その他9,507千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額により評価しております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**25,453,966**	**流動負債**	**7,242,357**
現金及び預金	7,427,761	支払手形	181,723
受取手形	283,622	買掛金	3,881,685
売掛金	8,282,802	電子記録債務	1,160,458
電子記録債権	165,296	短期借入金	500,000
有価証券	1,042,117	１年内返済予定の長期借入金	133,332
商品及び製品	2,606,227	未払金	562,781
仕掛品	1,274,119	未払費用	104,543
原材料及び貯蔵品	1,373,239	未払法人税等	41,072
前払費用	70,834	前受収益	1,915
未収収益	44,921	リース債務	51,125
未収還付法人税等	1,415,974	預り金	26,603
関係会社短期貸付金	1,444,915	賞与引当金	357,625
その他	238,897	その他	239,488
貸倒引当金	△216,764	**固定負債**	**2,132,603**
固定資産	**24,405,637**	長期借入金	680,558
有形固定資産	**8,159,629**	退職給付引当金	560,946
建物	3,786,312	債務保証損失引当金	295,458
構築物	306,444	リース債務	201,485
機械及び装置	2,204,894	資産除去債務	28,991
車両運搬具	22,027	繰延税金負債	288,314
工具器具及び備品	179,962	その他	76,848
土地	1,376,078	**負債合計**	**9,374,960**
リース資産	249,081	**純資産の部**	
建設仮勘定	34,827	**株主資本**	**38,752,033**
無形固定資産	**94,194**	**資本金**	**7,623,638**
ソフトウェア	84,562	**資本剰余金**	**6,735,630**
その他	9,631	資本準備金	6,735,630
投資その他の資産	**16,151,812**	**利益剰余金**	**25,552,129**
投資有価証券	9,411,949	利益準備金	748,262
関係会社株式	6,438,404	その他利益剰余金	24,803,866
長期前払費用	129,160	固定資産圧縮積立金	15,850
その他	177,905	別途積立金	24,020,000
貸倒引当金	△5,607	繰越利益剰余金	768,016
		自己株式	**△1,159,364**
		評価・換算差額等	**1,548,640**
		その他有価証券評価差額金	1,548,640
		新株予約権	**183,970**
		純資産合計	**40,484,643**
資産合計	**49,859,604**	**負債純資産合計**	**49,859,604**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**31,668,607**
売上原価		**27,854,265**
売上総利益		**3,814,342**
販売費及び一般管理費		**2,599,288**
営業利益		**1,215,053**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	596,342	
受取賃貸料	219,586	
債務保証損失引当金戻入額	155,599	
その他	189,329	1,160,858
営業外費用		
支払利息	14,849	
投資有価証券償還損	50,675	
賃貸費用	227,400	
貸倒引当金繰入額	145,848	
その他	4,222	442,996
経常利益		**1,932,915**
特別利益		
投資有価証券売却益	320,621	
その他	27,699	348,321
特別損失		
投資有価証券売却損	313,624	
減損損失	69,684	
その他	27,605	410,914
税引前当期純利益		**1,870,322**
法人税、住民税及び事業税	134,422	
法人税等調整額	339,204	473,627
当期純利益		**1,396,694**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金（注）２	利益剰余金合計
当期首残高	7,594,026	6,706,017	6,706,017	748,262	26,450,310	27,198,572
当期変動額						
新株の発行	29,612	29,612	29,612			
剰余金の配当					△997,370	△997,370
当期純利益					1,396,694	1,396,694
自己株式の取得						
自己株式の消却					△2,045,767	△2,045,767
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	29,612	29,612	29,612	－	△1,646,443	△1,646,443
当期末残高	7,623,638	6,735,630	6,735,630	748,262	24,803,866	25,552,129

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,204,797	38,293,819	471,520	471,520	166,148	38,931,487
当期変動額						
新株の発行		59,224				59,224
剰余金の配当		△997,370				△997,370
当期純利益		1,396,694				1,396,694
自己株式の取得	△334	△334				△334
自己株式の消却	2,045,767	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,077,119	1,077,119	17,821	1,094,941
当期変動額合計	2,045,433	458,213	1,077,119	1,077,119	17,821	1,553,155
当期末残高	△1,159,364	38,752,033	1,548,640	1,548,640	183,970	40,484,643

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

（注）２．その他利益剰余金の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	17,066	19,020,000	7,413,243	26,450,310
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩	△1,215		1,215	－
剰余金の配当			△997,370	△997,370
当期純利益			1,396,694	1,396,694
別途積立金の積立		5,000,000	△5,000,000	－
自己株式の消却			△2,045,767	△2,045,767
当期変動額合計	△1,215	5,000,000	△6,645,227	△1,646,443
当期末残高	15,850	24,020,000	768,016	24,803,866

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　総平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ　時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、半製品、仕掛品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料、貯蔵品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～31年
機械及び装置　８～９年

② 無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 債務保証損失引当金　債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段･･･為替予約
ヘッジ対象･･･外貨建金銭債権、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針　外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法　ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、為替予約取引は振当処理によっている場合、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

（1）前事業年度まで独立掲記して表示しておりました特別利益の「固定資産売却益」（当事業年度は、148千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

（2）前事業年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「投資有価証券売却損」は2,894千円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度より適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

1. たな卸資産の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

航空機関用材料に関連する棚卸資産評価損及び棚卸資産期末残高は、以下のとおりです。

棚卸資産評価損15,419千円　商品及び製品324,702千円　仕掛品157,010千円

（2）財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産のうち合理的に算定された価額により正味売却価額を算定することが困難なものは、保有期間や需要動向に応じて帳簿価額を切り下げております。

②主要な仮定

航空機用材料に関する需要は、新型コロナウイルス感染の拡大により急激な需要減少が生じています。このため、当該棚卸資産の評価は、今後の販売見込を基礎として見積りを行っており、主要な仮定は予想販売数量であります。なお、予想販売数量の仮定は、今後の新型コロナウイルス感染の収束見通し及び航空機関連需要の動向を考慮しております。

③翌年度の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染は翌年度の2021年度に収束し、航空機需要は徐々に回復するものとして予想販売数量を仮定しておりますが、当該収束時期や需要動向への影響は不確実性が高く、翌年度の棚卸資産評価の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産		
建物	2,548,529千円	(2,548,529千円)
構築物	209,212千円	(209,212千円)
機械及び装置	831,156千円	(831,156千円)
工具、器具及び備品	57,451千円	(57,451千円)
土地	266,508千円	(199,190千円)
計	3,912,858千円	(3,845,541千円)
担保付債務		
１年内返済予定の長期借入金	133,332千円	(133,332千円)
長期借入金	680,558千円	(680,558千円)
計	813,890千円	(813,890千円)

上記のうち（　）内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　35,273,017千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入及び契約履行に対する保証債務

株式会社サトーセン	742,069千円	
Protec Arisawa America, Inc.	100千米ドル	(11,178千円)

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	817,213千円
② 短期金銭債務	1,027,066千円

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	6,300,000千円
借入実行残高金	－千円
差引額	6,300,000千円

(6) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	1,200,000千円
借入実行残高金	－千円
差引額	1,200,000千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,437,195千円
② 仕入高	4,048,297千円
③ 営業取引以外の取引高	456,723千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,135,830株	359株	2,000,000株	1,136,189株

（注）1．自己株式の増加株式数359株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2．自己株式の減少株式数2,000,000株は、自己株式の消却によるものであります。

7．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	396,165千円
減損損失累計額	317,774千円
退職給付引当金	171,088千円
賞与引当金	109,075千円
債務保証損失引当金	90,114千円
貸倒引当金	67,823千円
その他	219,982千円
繰延税金資産小計	1,372,024千円
評価性引当額	△941,834千円
繰延税金資産合計	430,190千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△679,619千円
その他	△38,885千円
繰延税金負債合計	△718,504千円
繰延税金負債の純額	△288,314千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△4.2%
評価性引当額の増減	△2.2%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3%

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	新揚科技股份有限公司	所有 直接84.5	電子材料製品の販売 役員の兼任	電子材料製品の販売 (注) 1	2,303,220	売掛金	696,099
子会社	株式会社プロテックインターナショナル ホールディングス	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	1,088,343	短期貸付金	994,915
				資金の回収	1,195,007		
子会社	株式会社サトーセン	所有 直接100	建物の賃貸 資金の援助 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 3	742,069 (注) 4	―	―
子会社	有沢総業株式会社	所有 直接100	電気絶縁材料及び産業用構造材料に係る樹脂製品の委託製造並びに倉庫・物流業務の委託 建物の賃貸 資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注) 2	500,000	短期借入金	500,000
				資金の支出	500,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2．資金の貸付及び借入は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
3．債務保証は、金融機関からの借入に対して保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。また、取引金額は、債務保証の期末残高を記載しております。
4．子会社への債務保証に対し、155,599千円の債務保証損失引当金戻入益を計上しております。

10．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,208円98銭
(2) 1株当たり当期純利益　41円98銭

11. その他の注記

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
新　潟　県　上　越　市	産業用構造材料製造設備	機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品	69,684

当社は、種類別セグメントを基礎に、主として品種を束ねた製品群により資産のグルーピングを行っております。また、賃貸用資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、製品等の市場価格等の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（69,684千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、機械及び装置58,662千円、車両運搬具1,514千円、工具器具及び備品9,507千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額により評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社　有　沢　製　作　所
　　取　締　役　会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
新　　潟　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　　朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大黒　　英史　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社有沢製作所の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社有沢製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社　有　沢　製　作　所
　　取　締　役　会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
新　　潟　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大黒　英史　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社有沢製作所の2020年４月１日から2021年３月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、ＥＹ新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

株式会社 有沢製作所　監査役会

常勤監査役　太　田　耕　治　㊞

社外監査役　田 中 耕 一 郎　㊞

社外監査役　横　田　晃　一　㊞

以　上

株主総会会場のご案内

場所／新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社 有沢製作所 本社会議室
電話／０２５－５２４－５１２１（代表）



■交通のご案内

鉄道　北陸新幹線上越妙高駅よりタクシーで約５分
　　えちごトキめき鉄道南高田駅より徒歩約１３分

お車　北陸自動車道上越ＩＣより約１６分
　　上信越自動車道上越高田ＩＣより約７分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。